

事務連絡
令和6年9月2日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

「地域子ども・子育て支援事業」における産後ケア事業の実施について

母子保健施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が本年6月12日に公布され、令和7年度より、産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとしております。

産後ケア事業の国庫補助については、当該事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられることに伴い、令和7年度より「子ども・子育て支援交付金」による財政支援が行われることとなります。あわせて、子ども・子育て支援法第67条第3項の規定に基づき、都道府県の負担も導入し、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4を負担割合として当該事業を実施する予定です。

また、今後、各自治体での子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、当該事業の「量の見込み」等を定めることができるよう、こども家庭庁において、子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号。以下「指針」という。）の改正及び第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（以下「手引き」という。）の改訂を予定しております。

各自治体におかれましては、内容についてご了知いただき、運用についてご準備いただきますようよろしくお願いいたします。

【今後のスケジュール】

9月（予定）：指針の改正・手引きの改訂

10月以降（予定）：各自治体での子ども子育て支援事業計画等の改訂作業